

公益社団法人白井市シルバー人材センター安全就業基準

(目 的)

第1条 この安全就業基準は、公益社団法人白井市シルバー人材センター（以下「センター」という。）会員の就業に伴う事故を未然に防止し、安全に就業が行われることを目的とする。

(会員の遵守義務)

第2条 会員は就業に当っては、この規準を遵守し、あらゆる事故の発生防止に努めなければならない。

(安全心得)

第3条 会員は、就業にあたっては、次の安全心得を守り、作業に従事しなければならない。

- 1 作業は、安全第一を心がけ、急いだりあわてたりしないこと
- 2 器具類は、使用する前に必ず点検すること
- 3 服装及び履物は、作業に合った動きやすいものにすること
- 4 作業前には、軽い柔軟体操をして体をほぐすこと
- 5 加齢による諸機能の低下を十分に確認し、無理をしないこと
- 6 作業現場では、常に整理整頓を心がけること
- 7 共同作業では、合図及び連絡を正確に行うこと
- 8 「帰宅するまでは仕事のうち」、交通事故に気をつけること
- 9 体調には常に注意し、健康な状態で就業すること
- 10 仕事の前日は、十分睡眠をとるように心がけること

(作業別安全就業基準)

第4条 会員は、植木剪定、除草等の作業に従事する場合は、別途定める作業別安全基準を守り、安全就業に努めなければならない。

(安全保護具)

第5条 会員は、安全面で保護する必要がある作業に従事する際は、作業別安全就業基準等に定める保護具を着用し、当該作業に従事しなければならない。

(交通災害の防止)

第6条 会員は、就業現場との往復時は、交通ルールを守り交通事故に注意しなければならない。特に自転車やバイクにあつては、十分注意し運転しなければならない。

- 2 会員は、路上での作業に際しては、交通ルールを守るとともに黄色の帽子及び腕章を着用するなど、交通事故に注意し、作業に従事しなければならない。

(作業環境の確認)

第7条 会員は、就業現場の環境が安全衛生面において、安全であるかどうかを確認してから、作業に着手しなければならない。

(標識の設置)

第8条 会員は、路上での作業を行うときは、通行人等に対する安全を確保するため、作業中であることがわかる標識を設置し、事故の防止に努めなければならない。

(器具類の使用)

第9条 会員は器具類を使用する場合は、正しい取扱方法により作業すること。

2 会員は、作業に使用する器具類については、必ず作業前に点検し、安全を確認するとともに定期的に点検を実施しなければならない。

3 会員は、点検により、不良個所を発見したときは、その器具は使用せず、直ちにセンターに報告しなければならない。

(健康管理)

第10条 会員は、常に健康の維持管理に努め、健康診断は進んで受けるよう心がけなければならない。

2 会員は、常に、疲労が蓄積しないように、休養を十分とるよう心がけなければならない。

(報告義務)

第11条 会員は、就業現場との往復時や就業中に怪我をしたとき、又は体に異常を感じたときは、直ちに本人又は共同作業中の者がセンターに連絡し、応急の処置をとるようにしなければならない。

(その他)

第12条 会員は、この基準に定める以外に、センターから指示があった場合には、それに従い作業に従事しなければならない。

附 則

この基準は、公益社団法人白井市シルバー人材センター設立登記の日（平成24年4月1日）から施行する。

この基準は、平成29年3月16日から施行する。

この基準は、平成31年3月14日から施行する。

作業別安全就業基準Ⅰ（作業名 植木剪定）

作 業 名	安 全 作 業 の ポ イ ン ト	安全保護具
作 業 一 般	- 常に健康の維持管理に努めること。 - 安全第一に考え、安全就業に心がけること。 - 服装・履物は、作業にあったものを着用すること。 （１）作業服は、袖口のしまったものを着用すること。 （２）作業靴は、履きなれたもので、滑りにくいものを使用すること。（地下足袋、運動靴等） （３）安全帽は、必ず着用すること。 - 軽い柔軟体操をして、体をほぐすこと。 - 作業現場に着いたら、周囲の状況を確認すること。 - 作業環境は、常に整理整頓を心がけること。 - 重量物の運搬は、慎重に行うこと。 - 道具類の使用は、正しい使用法によること。 - 共同作業では、合図・連絡を正確に行うこと。 - 仕事場への行き帰りは、交通事故に気をつけること。	安 全 帽
脚立(三角梯子)	- 脚立（三角梯子）は使用前に十分点検し、特に脚立（梯子）の栈の腐食、固定状態、開き止めの装置等を点検すること。 - 脚立(三角梯子)は丈夫な構造のものをを使用すること。 - 脚立（三角椅子）には、開き止めがついていること。 - 三角梯子の設置は、脚と水平面の角度が75度以下になるように立てること。また、3本の脚が地面と接する点が、二等辺三角形になるように立てること。 - 脚立（三角梯子）は、滑ったり傾いたりしないよう据えつけ、開き止めを確実に掛けること。地盤が不等沈下するような場所では、敷板を敷いて安全を確保すること。 - 三角梯子上での作業は、前記の二等辺三角形に体の重心が出ない範囲で行うこととし、無理な姿勢で作業をしないこと。 - 脚立（三角梯子）を昇降する際は、手に道具等はもたないこと。また、飛び降りないこと。 - 作業中の脚立（三角梯子）周辺には、はさみ、刃物類を放置しないこと。 - 樹枝の切り落としの際は、樹下の安全確認を行うこと。 - 剪定作業中は、樹下で作業しないこと。	

作 業 名	安 全 作 業 の ポ イ ン ト	安全保護具
梯子使用作業	1. 梯子は、幅30cm以上の丈夫なものを使用すること。 2. 梯子は、滑り止めのあるものを使用すること。 滑り止めのない場合には、梯子の上方をしぼるか、他の作業者に脚部を押さえてもらうこと。 3. 梯子は、地面との角度が75度になるようにかけることを原則とし、梯子の上部は60cmぐらい上方にできるようにすること。 4. 梯子を昇降する際は、手に道具類を持たないこと。 また飛び降りないこと。 5. 梯子上では、無理な姿勢で作業しないこと。 6. 道路での作業は、標識を設けること。 7. 樹木に梯子を立てかける際は、樹木の腐朽・弱枝や地盤沈下等を確認すること。 8. 樹枝の切り落としの際は、樹下の安全確認を行うこと。 9. 剪定作業中は、樹下で作業しないこと。	
足場使用の作業	1. 脚立（三角梯子）を利用して足場板を掛け渡すときは、脚立（三角梯子）の設置間隔を1.8m以下とすること。また、足場板の設置高さは2m以下とすること。 2. 足場板は、丈夫なものを使用し、たわみがあまり大きくならないようにすること。 3. 足場板は、ゴムバンド等でしぼり固定すること。 4. 足場板は、作業床の幅が40cm以上になるように2枚以上かけわたすことを原則とする。 5. 足場板上では、無理な姿勢で作業をしないこと。 6. 足場として土塀の上、ブロック塀の上等まにあわせの足場を使用せず、梯子、脚立（三角梯子）、踏台等を用いること。	

作 業 名	安 全 作 業 の ポ イ ン ト	安全保護具
樹上での作業	1. 地上より 2m 以上の樹上で作業をする場合は、安全带及び安全帽を着用し、あごひもは必ず結ぶこと。 2. 枝の折れやすい樹種、滑りやすい樹皮をもつ樹種での作業は慎重に行うこと。 3. 枝につかまったり体重をかけたりする時は、安全を確認し、枯れ枝等に注意すること。 4. 樹皮の切り落としの際は、樹下の安全確認を行うこと。 5. 剪定作業中は、樹下で作業をしないこと。 6. 直径 10 cm 以上の枝を切る場合には、上部からロープをかけ下から上へ幹から 10 cm くらいの所を枝直径の 3 分の 1 ほどノコギリでひき目を入れ、ひき目より先端にむかって 5 cm の所を切り落とす。その後残部を平らに切り落とすこと。 なお、この場合電線等に注意すること。	安 全 帯 安 全 帽
刈込み作業	1. 共同で、刈込み作業を行う場合は、刃先に十分注意し、また互いに接近しないようにし、向かい合う位置で作業を行わないこと。 2. 使用休止中の刈込みバサミは、立てかけたり、刃先を上向きにしないようにすること。邪魔にならない、目立つ所に刃を下向きにしておくこと	安 全 帽
運 搬 作 業	1. 運搬は、限界を見極め、正しい姿勢で行い、特に腰部を痛めないように慎重に行うこと。 2. 運搬経路の障害物は取り除き、足場の良否を確認すること。 3. トラックへの各種道具の積み降ろしは、荷くずれのないように行うこと。	

作業別安全就業基準Ⅱ（作業名 除 草）

作 業 名	安 全 作 業 の ポ イ ン ト	安全保護具
作 業 一 般	1. 常に健康の維持管理に努めること。 2. 安全第一に考え、安全就業を心がけること。 3. 服装・履物は、作業にあったものを着用すること。 (1) 作業服は、長袖、長ズボンを着用し、虫のはいらぬよう袖口の締まったものを選ぶこと。 (2) 作業靴は、底の厚いもので、滑りにくいものを使用すること。 (3) 作業帽は、必ず着用すること。 4. 軽い柔軟体操をして、体をほぐしてから作業に従事すること。 5. 作業現場に着いたら、周囲の状況を確認すること。 6. 作業環境は、常に整理整頓を心がけること。 7. 斜面での作業は、滑りやすいので、十分注意すること。 8. 重量物の運搬は、慎重に行うこと。 9. 道具類の使用は、正しい使用法によること。 10. 共同作業では、合図・連絡を正確に行うこと。 11. 長時間の作業は避けること。 12. 雨天時の作業は避けること。 13. 仕事場への行き帰りは、交通事故に気をつけること。	
炎天下での作業	1. 日よけ帽を必ず着用すること。 2. 光化学スモッグに十分注意し、注意報が出たら、作業を行わないこと。 3. 休憩時には、水分を補給すること。	
手 作 業	1. 作業現場の状況確認を十分に行うこと。 (1) ガラスの破片、釘等に注意すること。 (2) 蜂の巣や害虫等に注意すること。 (3) 作業場所によっては、保護眼鏡を着用すること。 2. 鎌を使つての作業では、安全第一を心がけること。 (1) 腰を落とし、正しい姿勢で使用するこゝと。 (2) 共同で作業を行う場合は、作業空間を十分にとり、刃先に注意すること。 (3) 使用休止中の鎌は、立てかけたり刃先を上向きにしたりしないようにすること。 邪魔にならない所でかつ目立つ所に刃を下向きにしておくこと。	保護眼鏡

作 業 名	安 全 作 業 の ポ イ ン ト	安全保護具
刈払機作業	1. 使用前に必ず点検すること。 (1) ネジのゆるみはないか。 (2) 作業に合った刃がついてるかどうか。 (3) 刃先にひび割れ、めくれ、まがり等の異常がないか点検し、異常がある場合は、使用しないこと。 2. 安全ガードは必ず取り付けること。 3. 保護眼鏡を着用すること。 4. 作業前に周囲の障害物を確認・除去しておくこと。 特に、小石には十分注意すること。 5. 作業中は、半径10m以内に他の人を近付けないこと。 6. 雨天時の作業は、滑りやすいので避けること。 7. ガソリンを使用するので、火気には十分注意すること。 8. 運搬および格納時には回転刃には保護カバーをつけること。 9. 刈払機は、運転を必ず止めてから、掃除、注油、修理、点検を行うこと。	保護眼鏡
除草剤作業 および除草作業	1. 使用にあたっては、容器の表示事項にしたがって、安全かつ適正な使用をすること。 2. 散布にあたっては、必ずゴム手袋、保護マスクを使用し扱いには十分注意すること。 また、作業途中での喫煙は絶対にしないこと。 3. 散布にあたっては、風向きに注意すること。 4. 散布にあたっては、作業現場に人が近づかないように十分注意するとともに、周囲の住民、通行人、家畜等にも配慮すること。特に、住宅に隣接する場所での散布は、慎重に行うこと。 5. 水道、水源、井戸、河川、湖沼等の周辺での使用に際しては、十分注意すること。 6. 余った薬剤の処理には十分注意すること。 7. 夏場の作業では、なるべく朝夕の涼しい時間に行うこと。 8. 作業後は、全身を石鹸でよく洗い、作業期間中は、衣服を毎日取り替えること。 9. めまいや頭痛がしたり、気分が悪くなったりしたら、すぐに医師の診察を受けること。	

作 業 名	安 全 作 業 の ポ イ ン ト	安全保護具
焼 却 作 業	1. 産業廃棄物処理施設に持込み焼却すること。	
運 搬 作 業	1. 運搬は、限界を見極め、正しい、無理のない姿勢で行い特に、腰部を痛めないよう慎重に行うこと。 2. 運搬経路の障害物は、あらかじめ取り除き、足元の安全を確認すること。 3. トラックでの道具等の積み降ろしは、荷くずれが起きないように注意して行うこと。 また、荷台の作業では、安全帽を着用すること。	安 全 帽